―サブプライム・ローン問題で露呈したもの―

行された証券化商品の元利金の支払いが不能にな

福

Ш

徹

ることを意味するのである。

以前からくすぶっていたサブプライム・ロ

は、昨年の七月のことである。アメリカの大手格 問題が本格的に証券市場に影響を与え始めたの

るRMBS(住宅ローン担保証券)を中心に多く

付け会社がサブプライム・ローンを組み込んでい

それらに投資を行っていたヘッジ・ファンドの破 の債券の格付けを引き下げたことをきっかけに、

されたのである。図表1はジャンク・ボンドの利 低格付け債券市場の機能不全などが引き起こ

綻

はじめに

乱によってかなりの打撃を受けた。蛇足ではある サブプライム・ローンとは信用力の低い個人

に端を発した金融不安および証券化商品市場の混 昨年の証券市場は、サブプライム・ローン問題

向け住宅ローンを指す専門用語であり、ここ数年

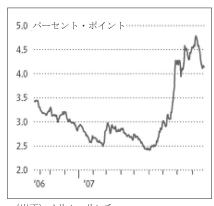
そして、サブプライム・ローン問題とは、その債 の間でアメリカにおいて急拡大したものである。

権の焦げ付きの増加によってそれを担保として発

90

1

### 7月中に大幅な上昇を記録したジャンク債と国債のスプレッド 図表 1 (メリル・リンチ・ハイ・イールド・マスターⅡ指数)



(出所) メリル・リンチ (資料) ウォール・ストリート・ジャーナル

> めた 後、 実 保 た、

0)

であ

るが

現

嵵

点に

13

てもそれ

5 収 た。 調

が完全

政策当局や業界団 停止するなど混乱

体

が

※懸命 お

態の

拾

13

努 0

£ コ

0)

波紋

が広 の事

が

0

そ

に収まったとは思えない

状態が

続

てい

手 暗鬼 込まれていたことである。 十分な情報 ろうか。 ・控えた結果 13 口 陥 1 そ 市 が 開 0 た投資家が 場で強まった不安心理 細 示 が つは 分化され 市 行 場 わ 0) 疑 n 証 機 監券化に、 て様々な金 わ 7 能 加えて、 61 が なか (V 損 金 ょ な 融 0 0 0 それ わ たた 融商 てサ 源は 商 n 品 た なんで K 品 ブ 0 0) プラ 関 購 で 疑 組 あ 4/2 あ 7 Z

が メ 同 1) n わ 力 か 0 経済 る。 推 移 の先行きに対する不安が高まり、 さらには であるが、 住宅投資 七月に急上昇していること の急減などからア

市

場

も大幅

な下落に見舞

わ

れることとなる。

ま 式

短

融市

場に

ても、

A B C P

(資産

担

7

] 期

シ 金

ヤ

ル

~

1 お

パ (V

]

13

よる資金

達

がが

事

る返済不能者の増加につながるという負のスパイ 売却すると、住宅価格の下落を促しそれがさらな 怖に市場が囚われたのである。もし、サブプライ 格に対してバブルが生じているのではないかとい う懸念が持たれていたため、バブル崩壊という恐 の問題が表面化する以前から、 ローンを回収するために返済不能者の住宅を アメリカの住宅価

る。もう一つは、アメリカの住宅市場である。こ

ラルが投資家の脳裏をよぎったのであろう。

格付けの現在の状況を紹介する。そして、証券化 要な役割を果たす格付けの方法について説明す にサブプライム・ローンの証券化のプロセスに みを想像したくなるところである。 る。続いて、その方法によって評価された実際 いて解説する。次に、価格形成を行う上で最も重 ム・ローンに関してのみ焦点を当てて行く。 ただ、本稿では大風呂敷を広げずにサブプライ

して結びとしたい。

どまらず証券化商品全般に広がる可能性があるの 問はサブプライム・ローンに対するものだけにと カニズムが十分機能していたのか疑問を呈さざる を得ないように思われる。さらにいえば、この疑 ローンの証券化において、価格形成などの市場メ 以上のような状況を鑑みれば、サブプライム

## 一、サブプライム・ローンの証券 化プロセス

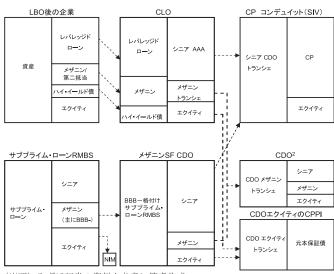
し、それが最終投資家へと至るプロセスはかなり 資家に幅広く販売されるのが一般的である。 サブプライム . П ーンは、 証券化された上で投

理由の一つとして、RMBS市場の価格形成の歪

かもしれない。例えば、アメリカの住宅バブルの

商品に対する市場機能を高めるための方策を提示

### 図表2 サブプライム・ローンの証券化プロセス



うと思う。 ンを用い

表2は、

そのパ

ター

ンを図示したもので

(出所) みずほ証券の資料を参考に筆者作成

され 順 順 る。 る。 番でそれらの支払 位 それ まず、 13 ている。 図表2の場合では、 よるものである。 トランシェ、 を担保資産とし サブプライ なお、 これら (V が 工 Ä 三種 行 シニア ク T イテ の違 口 われる。 R 類 ーンをブー Μ イ 61 0 В 1 は R S ・ラン トラン 元利 М が В 発 金 。 S が ル 行 0 た上 返 z エ 組 ラ X

保資産から とした上で、 複雑である。 しくない。 て発行され さらに、 た証 証券発行というプロ 再 サ 券の び ブプライ 証 一券化が 前 部を集 述の A 証 行わ 券 8 口 セ 0 1 れることもめずら ス ンを裏付けとし が 部を集めた担 のを担保資 何 度 E

返される場合もある。

以下では、

サ

ブプ

イ

4

ンを証券化する際に行

われ

る典型的

なパ ラ

夕

ながら、

その

プ

口

セスを詳しく説明

第48巻第1号 証券レビュー を可能にしていると教科書的には解釈できよう。 家に対して、それぞれに適合した投資機会の提供 チングと呼び、 を持つ複数の証券を同時に発行することをトラン プであることを指す。このように、異なった条件 という意味を持っており、ここでは元利金の支払 いる。なお、トランシェとはフランス語で一切れ い条件や満期までの期間等が同一の証券のグルー さて、さらに図表2ではメザニン・トランシェ リスク回避度の異なる多様な投資

がらメザニン・トランシェより高格付けとなって できるように組成されていることが多く、当然な ンシェはトリプルA~シングルAの格付けを取得 ビークル)がシニア・トランシェを購入し、 CPPI (コンスタント・プロポーション・ポ 保資産となる。また、エクイティ・トランシェが トフォリオ・インシュランス)を用いることで、 ニン・トランシェが新たに発行されるCDOの担

メザ

クイティ・トランシェの価値の下落が事前に定め と基本的に同様のものである。この場合では、エ で話題になったポートフォリオ・インシュランス 元本保証債へと組成されている。CPPIとは

一九八七年一〇月のニューヨーク株式市場の暴落

られた水準(大まかにいえば元本保証債

0 価

値

で収まるようにエクイティとキャッシュと入れ替

えを行ったり、CDS(クレジット・デフォル

接関係のないLBO ト・スワップ)でヘッジしたりすることになる。 なお、 図表2には、サブプライム (レバレッジド・バイ・ ・ローンと直

I V (ストラクチャード・インベストメント・ 高格付け債にしか投資できないS

<u>}</u>

向けローンを証券化したCLO(ローン担保

保

メザニン、

エクイティにトランチングされて

証券)が発行されている。このCDOもシニ

が集められ、それを裏付けとしてCDO

(債務担

94

証券化商品に対する格付けを考える シェ、 証券化 に組み込んだSIVやCDOなどが多く存在して LBO向けローンを担保としたトランシェを同時 サブプライム・ローンを担保としたトランシェと る。 利用 ンシェそれぞれが、SIV、CDO、CPPIを 保資産を作れなくなり、SIVやCDOを通じた 証券化の行き詰まりによって、十分に分散した担 いるとされる。従って、サブプライム・ロ 現実においても、 したファンドにそれぞれ割り当てられてい が止まってしまった結果、 メザニン・トランシェ、エクイティ・トラ リスク分散を目的として、 L B 〇 向 けロ ーンの

証

券)

が登場する。そして、シニア・トラン

が、CPPIを用いることによってリスクを低 す訳である。次にもう一つの特徴についてである ことである。これは、シニア・トランシェに対す ン・トランシェからシニア・トランシェを絞り出 ためである。従って、CDOを利用して、 し、メザニン・トランシェに対するそれが少ない る投資家が年金基金など幅広く存在するのに対 メザニ

きた。 資産の保有者) つまり、 が保有するのが一般的といわ 最も情報を持つ関係者が最 私も劣後 n 7

ティ・トランシェはオリジネーター

(当初の担保

売されていることである。

したエクイティ・トランシェが投資家に対して販

1

する証券を保有することで、

担保資産の評

価に対

ネーターがモラル・ハザードを起こす可能性を助 する信頼性を高めるのである。従って、 イ・トランシェ の投資家 へ の 販売は、 エクイ オリジ

長しているかもしれない。そして、最後の特徴と

ン・トランシェがCDOの担保資産となっている

証券化するプロセスを説明してきた。これ

から、

テ

くつかの特徴がうかがえる。

一つは、メザニ

ン市場が大変な影響を受けたといわれてい

以上、

図表2に沿ってサブプライム・ローンを

クイ

これまで、エ

次の節では、

証券化商品市場にお

いて重要な役

るだろう。

値判断 準として格付けを利用している点からもうかがえ できるし、 けを取得できるように行われていると見ることが ア・トランシェがトリプルA~シングルAの格付 よう。なぜなら、 なるが、このような複雑な証券化手法において価 の中心に格付けが存在することが挙げられ 保守的な投資家の多くが債券の運用基 トランチングにおいてはシニ

三、証券化商品に対する格付けの

特徴について説明したい。

割を果たしている格付けが用いている手法やその

手法およびその特徴

格付けの手法を説明した後に、公社債のそれと比 以下では、 最初に証券化商品に対する一般的な

> 較することによってその特徴を補足したい。 国際決済銀行のワーキング・ペーパ お、それらの多くが二〇〇五年一月に公表された ratings in structured finance: issues -"The role な

implications"に依拠している。 る。最初のステップは、プールされた担保資産の に分けて進められるのが通常であるといわれてい まず、格付けの手法であるが、二つのステップ

SやCDOなど証券化商品および格付け会社の違 ある。なお、この数理モデルについては、 いによって異なったものが用いられているとされ R M В

ランシェごとに生み出されるキャッシュ・フロ る。二番目のステップは、 トランチングされたト 1

ルが利用されるが、 の評価である。 このステップについても数理モデ 契約の内容や債務保証などの

信用補完も併せて考慮されるようになっている。

96

信用リスクを数理モデルによって評価することで

### 図表3 証券化商品および公社債の格付け手法

| 項目        | 証券化商品   | 公社債   |
|-----------|---|---|
| 格付けのプロセス  | 基本的に同一(格付けアナリストのレビュー、格付け委員会)  |   |
| 格付けの考え方   | 期待損失や不払い確率を格付けの基本とする点では同一   |   |
|           | 異なった損失の可能性を持つ資産<br>の集合体からトランチングによっ<br>て同程度の期待損失を持つ証券を<br>組成             | 期待損失は信用リスクの代理変数   |
| 信用リスク分析   | 数理モデルおよび計量分析の多用<br>(担保資産が生み出すキャッシュ・フローの特定化が可能、定められた償還期限といった条件のため)       | 貸借対照表分析などの計量分析の<br>有効性は限定的(発行体が生み出<br>すキャッシュ・フローが経済状況<br>に左右されやすい傾向にあるた<br>め) |
| 関係者間の利益相反 | オリジネーター、投資家、債務保証の出し手などの第三者。ただし、利益相反はより明白でコントロールが容易                      | 株主、異なった債権の保有者、経<br>営者。コントロールが困難   |
| 格付けの特徴    | ・事前に取得すべき格付けを決定<br>(信用補完などを利用)<br>・数理モデルを多用<br>・格付けを調整するための多様な<br>手段の存在 | ・事後的に決定<br>・格付けアナリストの判断が中心<br>・格付けを調整するための手段が<br>限定的                          |

(出所) BIS等の資料を参考に筆者作成

のは、 債と比較して数理モデルの重用 の格付けを行う上での重要なポイントとなって が指摘できるけれども、 たものである。 る点が強調されていることがわかる。 証券化商品に組み込まれてい これを眺めると、 数理モデル を可能にしている (V くつか が る担保資産が なお、 証券化商 7の差違

そして、 が付与されることになる。 担保資産から組成されるトランシェごとに格付け ためにストレス・チェックが行われる。そして、 キャッシュ・ 一つのステップの結果をまとめて、 か 数理モデルの前提条件を変更すること なる外部 フ Ū ーが生み出されるかを確認する 環 境に おいても予想される プールされた

特徴をより明

確に

しよ

と比較することによって、

証券化商品の格付け手法を公社債のそれ

うと思う。

図表3は、証券化商品と通常の公社債

に対する格付けの手法をそれぞれ表にしてまとめ

第48巻第1号 証券レビュー ネー 社債については、 理しやすい性質であると見られている。一方、公 サーなどの第三者間に生じるものとされるが、 反に関しては、 得られるキャッシュ・フローが元利金を支払うた キャッシュ・フロ ると考えられている。さらに、 れに対して公社債の場合、 く含んでおり数理モデルによる格付けに限界があ めの原資となるのだが、こちらは不確定要素を多 ターと投資家、 証券化 株主、 ーが明確であるためである。 債務保証 一商品の 異なった債権を保有する 債務者の経済活動から の出 場合は主にオリジ 関係者間 し手やサービ の利益相

そ 得すべく、格付け会社と交渉しながら信用 ネーターやアレンジャーは望んでいる格付けを取 ランチングや債務保証の付加など、 コントロールする手段である。従って、 信用リスクを 補完を オリジ

特定化されてい

るために、そこから得られ

る

格付け手法の特徴である。

なお、

信用補完とは

1

資産が生み出すキャッシュ・フローが明確で統計 以上のように、 証券化商品の格付けでは、 担保

あり、事後的な評価であるとされる。

け会社の調査後に始めて付与されるのが一般的 加えて行く。それに対して、公社債の場合は格付

管

ば、二○○五年以降発行のRMBSに限定してで 徴は莫大な数の格付けを可能にしてい 的に扱いやすい性格を持っているために、 行っており、 すらS&P社は三万件超のトランシェの格付けを デルが重用されることになった。そして、 伝統的な手法ではほぼ不可能である この特 数理 例え 七

投資家、

経営者間に利益相反が生じるが、これら

の力関係は複雑であり将来のキャッシュ・フロ

]

想定を困難にしてい

る 一

因とされ

てい

と思われる。さて、次節においては、

サブプライ

けが被った影響をまとめてい A 問問 題 の発生によって、RMBSやCDOの格付 る

## 四、サブプライム・ロ ーン問題の

は、 と、 を余儀なくされた。ただ、それらを子細に眺 社はRMBSやCDOに対する格付けの引き下げ サブプライム・ローン問題によって、格付け会 二〇〇七年におけるRMBSおよびCD 様々な特徴が浮かび上がって来る。 格付けに対する影響 以下で める

る。 おけるRMBSに関する格付けの変更(+や-に まず、格付け変更の状況であるが次の通りであ 二〇〇七年中 あるアメリカの大手格付け会社の資料による (年初から一二月七日まで)

じてみたい

格付け変更の状況とその特徴について、

簡単に論

Ο

0

当初、 よるものは除く)の状況は以下の通りであった。 トリプルAとして格付けされたものについ

格上げ、五・四%が格下げであった。 れている。ダブルAのものに関しては一・一 ては○・三%(トランシェ数ベース)が格下げさ シングル % が

のものは一・六%が格上げ、一二・五%が格下げ

格上げ、二四・六%が格下げとなっている。 ルBのものに関しては一・三%が格上げ、 兀

○%が格下げされている。シングルBのものは

である。

トリプルBのものにおいては一・一

%が

なお、 二・〇%が格上げ、三五・五%が格下げである。 サブプライム・ローンを担保にしたものであった 格下げされたトランシェのうち、八二% が

の変更を集計すると以下の通りとなる。 Aとして格付けされたもののうち、四五・二%が 続いて、 C D 0であるが、 同 .様 の条件 こで格付い トリプル

it

としている。

行されたCDOであった。

以

上から、

RMBSおよびCDOについての格

八・九%が格下げである。トリプルBに格付けさた。シングルAのものは二・○%が格上げ、五は○・四%が格上げ、五四・五%が格下げであっ格下げとなった。ダブルAであったものに関して

れたものにおいては一・六%が格上げ、

六〇

ザニン・トランシェを集めたものを担保として発のものは八六・一%が格下げされている。シングルBのものは八六・一%が格下げされている。シングルBのものについ

とである。ただし、RMBSの場合はサブプライシェがより高い比率で格下げされる傾向にあるこ初に挙げられるのは、いずれも低格付けのトラン付けに関するいくつかの特徴が浮かび上がる。最

ム・ローンを組み込んだものの割合が低格付けで

いて見て取れるのは、RMBSと比較した場合のあるほど高かったためであるかもしれないが。続

かったのかもしれないけれども、いろいろな種類に、サブプライム・ローンを組み込んだものが多すら、全体の半数弱が格下げされている。確かてDOの格下げ比率の高さである。トリプルAで

のメザニン・トランシェは格付けと比較して高利化が実際に図られていたとは考えづらい。CDO

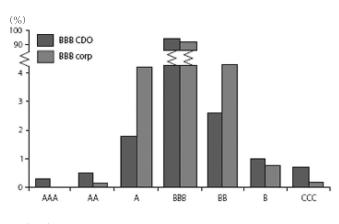
のローンを担保資産に含めるなどして十分な分散

しかったのかもしれない。なって見れば格付けより市場による評価の方が正回りに放置されているといわれていたが、今と

プルBとされた債券の一年後の格付けについて、を抱えていたようである。図表4は、最初にトリなお、CDOに対する格付けは基本的な脆弱性

に用いられたデータは一九八五年から二○○六年 CDOと社債に分けて検証したものである。検証

### 図表4 BBB格のCDOと社債の一年後の格付け分布



が、

サブプライム・

П

ーンのみで組成されたR

BSのトリプルAのトランシェ(二〇〇五年

(出所) S&P (資料) Risk

価 ぎない。それを勘案すると、 状況を比較しての感想の域を出ないものであり、 は、二〇〇七年一二月一七日時点で一・一 〇〇七年第3四半期発行) と推察できよう。 する数理モデ ルには欠陥が ただし、 が格下げされ CDOの格付けを評 以 あ 上は格付け変更の 0 た 0) か b た割 % に ñ

な

渦

が、 含んでいると思われる。さて、 の長期間にわたるものであり、 CDOの格付けが社債のそれと比較して左右 様々な経済状況 検 証結果であ

ŋ

トリプルBとされたCDOの格付けは、

将 つま

に幅広く散らばっていることが指摘できる。

に対する一

層の不確実性を持っているとい

えよ

他のアメリカの大手格付け会社の資料である

化によって露呈してしまったと考えられる。

さら

う。この特徴がサブプライム・

口

1

ン問題の表面

統計的な検証や数理モデル自体の精査が求められ

### 五、おわりに

全いである。 今回のサブプライム・ローン問題の出現による を続けてきた証券化商品市場が経験する初めての 試練といって過言ではなかろう。そして、今回の 混乱を通じて、いくつかの問題点が見出せるのは による

まず、指摘したいのは格付けの限界である。R確かである。 になっていくつかの問題点が見出せるのは

それ程問題がある訳ではないかもしれない。しか成されたRMBSであれば七・九%)であれば、格下げ率(前述のサブプライム・ローンのみで組

MBSに関していえば、なんとかダブルA程度の

しながら、

それ以下となると、格下げ率が増大し

いる現状にあるといえよう。

前述の国際決済銀行

殊要因によるものではあるが、低格付けのものに今回の場合、サブプライム・ローン問題という特かつトリプルCまでの大幅な格下げも増加する。

ものに関しては格付け会社の判断に重点をおく一従って、投資家のスタンスとしては、高格付けの関してはその信頼性に限界があると示唆できる。

数理モデルに問題があるように思われる。高格付らに、CDOに関していえば、格付けを評価するを高めるようにすれば良いのではなかろうか。さ

方、それ以外については投資家自身の判断

の比重

できるよう数理モデルの見直しが求められよう。

けのトランシェのみでも、

格付けを安定的に継

続

社が提供する格付けを信頼して投資判断を行って力が低いとみられることである。ほぼ、格付け会商品市場において市場参加者が価格形成を行う能をの次の問題点として挙げられるのは、証券化

ず多様な数理モデルの分析に裏付けられた価格形 持つデータベースの構築が利用しやすい情報開 とが想定されるため、 家の多くが数理モデルを利用しての分析となるこ を避けるためには、 は、 今回のように格付けの信頼性が低下した局 環境を整える必要があると思われる。 分な情報開示を行い、投資家自身で判断を下せる 向にあるとの指摘もある。 る格付けの信頼が公社債に対するそれより高 ポイントとなろう。 市場が機能不全に陥ることは免れない。 証券化商品の内容に関する十 統一されたフォーマットを 格付け会社のものの そのような状況 また、 の中、 みなら 投資 それ

> 確かに、 市場においてサブプライム・ローン問題がほとん ど存在しなかったことを誇るべきなのだろうか。 今回のアメリカにおける問題点を個別に

のワーキング・ペ

ーパーでは、

証券化商品に対す

(V

傾

整理して今後の教訓とするのは重要である。 現実に応用されているということも教訓の一つで は考えられない程に証券化の技術は着実に進歩し しながら、 問題を引き起こしたにしろ、我が しか 国 で

面

で

あろう。 が委縮することないように配慮した新たな枠組 るであろう問題点を論理的に分析し、 さらには、 これからアメリカで行なわ 市場参加者

を志向する我が国にとって最も重要な教訓となる のにするメカニズムこそが、 世界の金融 センター

を構築することで証券化商品をさらに洗練したも

示

は、 をそのまま引っ張り出した失敗が散見されるか はずである。今回のサブプライム・ 13 かにもアメリカらし い研究室での空理空論 口 ] ン 問 題

ように見えるのも確かである。ただし、失敗は成

題の教訓はなんであろうか。我が国の証券化商品 我が国におけるサブプライム・ 口 ] ン 問

成が、

市場

の質を高めることにつながると期待さ

れ

ばよう。

103

した上でより高度化させる姿勢こそが求められる功の母なのである。金融においても、失敗を許容

のではなかろうか。

(ふくだ とおる・当研究所主任研究員)

— 104 —